

児童手当制度について

1. 支給対象

0歳～高校生年代の子を養育している方（18歳到達後の最初の年度末まで）

2. 支給額

| 子の年齢 | 手当月額 |
|-----------------------------|---------|
| 3歳未満 | 15,000円 |
| 3歳～18歳 (18歳到達後の最初の年度末まで) | 10,000円 |
| 第3子以降 | 30,000円 |

※「第3子以降」の算定対象は、22歳到達後の最初年度末まで。

3. 支給月（年6回）

2月・4月・6月・8月・10月・12月

各前月までの2か月分を支給

例) 2月支給 → 12月・1月分

※各月10日に振り込みます。10日が土・日・祝日の場合は、直前の営業日に振り込みます。

4. 保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

※ 保育料などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。

児童手当制度では以下のルールを適用します。

- 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します**。
- 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します**。
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します**。
- 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します**。

以下の1～6に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

- 児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**
- 受給者や配偶者、児童の**住所が変わったとき**（他の市区町村や海外への転出を含む）
- 受給者や配偶者、児童の**氏名が変わったとき**
- 一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**、または児童を養育していた**配偶者がいなくなったとき**
- 受給者の**加入する年金が変わったとき**（受給者が公務員になったときを含む）
- 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「**父母指定者**」の指定を受けるとき

現況届について

原則不要です。

該当の方には6月ごろ郵送します。

現況届の提出がな場合には、10月支給分（8月・9月分）の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

（現況届の提出が必要な方）

- ・別居監護で児童手当を受給されている方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

※ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請してください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※ 申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

太田市役所 こども課
0276-47-1942